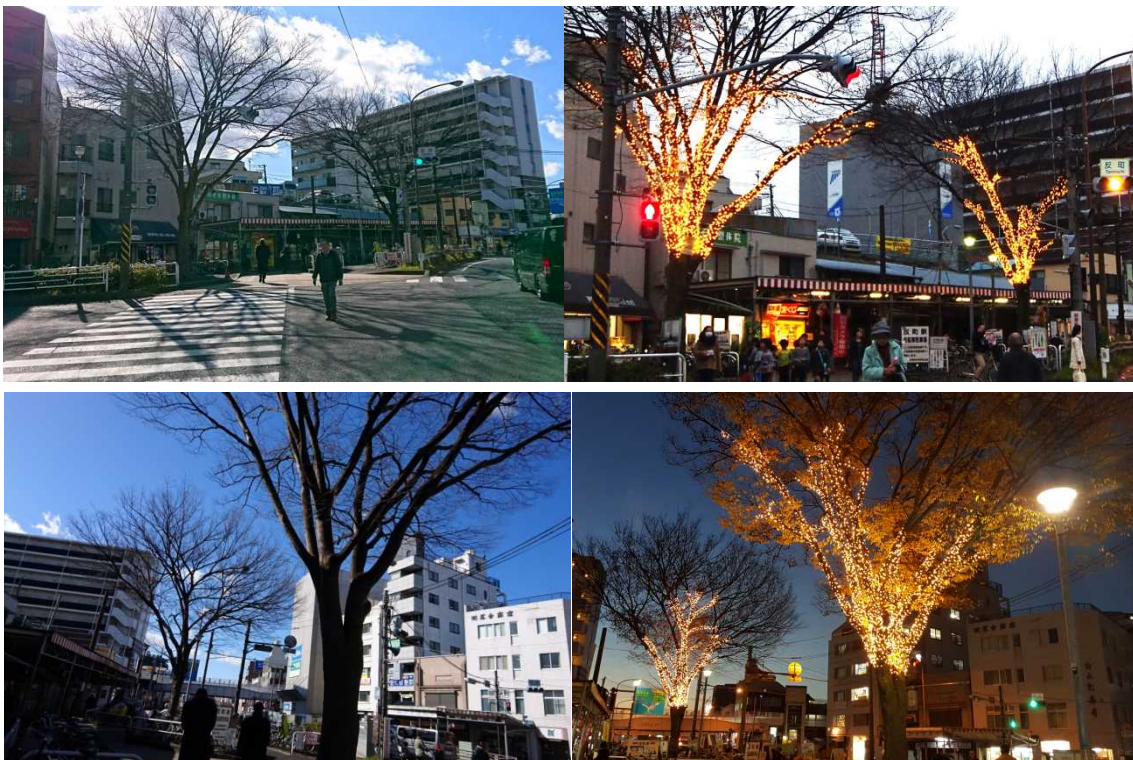


3. 神奈川県横浜市「反町イルミネーションプロジェクト」

道路管理者	国土交通省関東地方整備局
占用主体	反町第一町内会
占用の場所	平成 28 年 11 月 16 日～平成 29 年1月 15 日
占用期間	国道1号(横浜市神奈川区反町一丁目)
主な 占用物件	イルミネーション(電力線)(道路法第 32 条第1項第1号)
無余地性の 基準の概要	反町第一町内会が「反町イルミネーションプロジェクト」として反町駅前の樹木にイルミネーションを設置するもの。占用の場所から約 200m離れた位置にイルミネーションの設置に適した樹木が存在するが、占用の場所は反町駅の利用者の多くが通行することを踏まえ、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。



写真出典:反町第一町内会

無余地性の基準の概要



4. 新潟県新潟市「萬代橋誕生祭」

道路管理者	国土交通省北陸地方整備局
占用主体	新潟市
占用の場所	国道7号(萬代橋)
占用期間	平成 29 年8月 19 日
主な 占用物件	露店(道路法第 32 条第1項第6号)
無余地性の 基準の概要	占用の場所から約 150m~650m離れた位置に余地が存在するが、占用物件である露店は萬代橋誕生祭に訪れる人が利用するものであり、その多くは新潟駅から万代地区を結ぶ目抜き通りを通行することを踏まえ、利用者の利便性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。



写真出典:北陸地方整備局、新潟市

無余地性の基準の概要



5. 石川県輪島市 「輪島朝市」

道路管理者	輪島市
占用主体	輪島朝市組合
占用の場所	市道本町1号線(朝市通り)
占用期間	平成29年4月1日～平成30年3月31日
主な 占用物件	露店(道路法第32条第1項第6号)
無余地性の 基準の概要	<p>駐車場から約200m離れた位置に余地が存在するが、輪島朝市は年間約70万人が訪れる観光地であり、当該朝市の駐車場から余地に向かうには交通量の多い道路を横断する必要があること、古くから続く歴史のある朝市であることから、利用者の利便性及び安全性を考慮し、道路の敷地外に余地がないと判断した。</p>



写真出典:輪島市